

東京湾再生のための行動計画(第二期)プロジェクトの令和5年度フォローアップ

[資料1-1]

| 目標要素 | 小目標 | 施策・プロジェクトの名称 | 施策・プロジェクトの概要 | ① 令和5年度の実施状況 (令和5年4月～令和6年1月末時点) | | | ② 令和6年度の実施予定 | 担当部署 |
|---------------------|--|--------------------------------------|---|---|---|--|--|-----------------|
| | | | | 場所 | 実施状況 | 備考 | | |
| 豊かな水環境の実現 | 多様な生物が生き、豊富な「江戸前」の恵みが得られる海 | 水生生物調査の実施 | 東京都内湾の魚類、鳥類などの水生生物の生息状況について調査を行う。 | 東京都内湾 | 魚類、鳥類などの水生生物の生息状況についての調査を年1～6回実施 | | 継続して実施 | 東京都環境局 |
| | | 水質等の観測(東京湾の水質の常時監視) | 水質汚濁防止法第16条に基づく常時監視により、東京湾の水質を把握する。 | 東京湾 | 令和5年度測定計画に基づき常時監視を実施 | | 令和6年度測定計画に基づき常時監視を実施 | 神奈川県環境農政局 |
| | | 東京湾の赤潮発生状況の把握 | 調査船による定期的な監視及び漁業者等からの随時の情報収集により、東京湾の赤潮発生状況を監視する。 | 東京湾 | 東京湾の赤潮発生状況を把握(令和5年4月～令和6年1月末時点 赤潮発生件数2件※) ※神奈川県先で発生した全赤潮を把握したものではない | | 東京湾の赤潮発生状況を把握 | 神奈川県環境農政局 |
| | | 東京湾の貧酸素水塊発生状況の発信 | 調査船が実施する水質調査により、ウェブサイト(東京湾の溶存酸素情報)において貧酸素水塊の発生状況を発信する。 | 東京湾 | 東京湾の溶存酸素情報を発信(令和5年4月～令和6年1月末時点 実績:12回) | | 東京湾の溶存酸素情報を発信 | 神奈川県環境農政局 |
| | | 水質等の観測(東京湾の水質の常時監視) | 水質汚濁防止法第16条に基づく常時監視により、東京湾の水質を把握する。 | 東京都内湾(東京都内湾19地点、東京湾内湾9地点) | 令和5年度測定計画に基づき常時監視、底質調査等を実施。(水質調査を年6・12回、底質調査を年1回実施予定に計画どおり進行している。) | | 令和6年度測定計画に基づき常時監視、底質調査等を実施予定。(水質調査を年6・12回、底質調査を年1回実施予定。) | 千葉県環境生活部 |
| | | 東京湾の赤潮発生状況の監視 | 調査船による定期的な監視及び漁業者等からの随時の情報収集により、東京湾の赤潮発生状況を監視する。 | 東京湾 | 東京湾の赤潮発生状況を把握。(令和5年度45回出航し、赤潮確認17件、令和6年1月末現在) ※千葉県先で発生した全赤潮を把握したものではない | | 令和5年度と同様、東京湾の赤潮発生状況を把握する予定。 | 千葉県環境生活部 |
| | | 三番瀬自然環境調査事業 | 三番瀬及びその周辺において年24回(月2回)の鳥類個体数調査を実施する。 | 三番瀬 | 鳥類個体数調査を4月～1月に20回(月2回)実施。2月、3月も引き続き実施予定 | | 三番瀬及びその周辺において、年24回(月2回)の鳥類個体数調査を実施する。 | 千葉県環境生活部 |
| | | 東京湾の海洋環境情報の発信 | 東京湾全域で水質調査を実施し情報を発信する。貧酸素水塊発生と関係と協同で発行するとともに、東京湾貧酸素水塊分布予測システムを運用する。 | 東京湾 | 貧酸素水塊発生を25回発行するとともに、東京湾貧酸素水塊分布予測システムを運用した。 | | 貧酸素水塊発生を25回発行するとともに、貧酸素水塊分布予測システムを運用する。 | 千葉県環境生活部(農林水産部) |
| | | 栄養塩類に関する調査・研究の実施 | 水産資源の生産性の確保に向け、栄養塩類と水産資源との関係に関する調査・研究を推進する。 | 東京湾 | 栄養塩類が水産資源の基礎を支えるプランクトン等の微生物等に対して与える影響等に関する調査研究を実施。 | | 引き続き、栄養塩類が水産資源の基礎を支えるプランクトン等の微生物等に対して与える影響等に関する調査研究を実施。 | 水産庁漁場資源課 |
| | | 美しく、快適に水遊びのできる海 | 広域総合水質調査 | 東京都内21地点で調査を実施し、東京湾の水質を把握する。 | 東京湾 | 東京湾の水質、プランクトン調査を年4回、底質及び底生生物調査を年2回実施 | | 継続して実施 |
| 水質等の常時監視 | 水質汚濁防止法第16条に基づく常時監視により、東京都内湾の水質を把握する。 | | 東京都内湾 | 令和5年度水質測定計画に基づき環境基準点・補助点及び12都庁において水質・底質の測定を年2～12回実施 | | 継続して実施 | 東京都環境局 | |
| 赤潮調査の実施 | 東京都内湾の赤潮の発生状況等について調査を行う(夏期を中心に実施)。 | | 東京都内湾 | 環境基準点7地点とお台場で、夏季を中心に実施 | | 継続して実施 | 東京都環境局 | |
| 水質等の観測(東京湾の水質の常時監視) | 水質汚濁防止法第16条に基づく常時監視により、東京湾の水質を把握する。 | | 京湾内(鶴見川河口先、横浜港内、磯子沖、平潟湾内、本牧沖、富岡沖、平潟湾沖) | 令和5年度測定計画に基づき水質測定を実施(10回/年)。2月、3月も引き続き実施予定。また、本牧沖、鶴見川河口先、富岡沖、平潟湾内の4地点については、夏季に底質調査を併せて実施した。 | | 令和6年度測定計画に基づき水質測定を実施予定(12回/年)。また、本牧沖、横浜港内、磯子沖、平潟湾沖の4地点については、夏季に底質調査を併せて実施予定。 | 横浜市環境創造局 | |
| 水質等の観測(東京湾の水質の常時監視) | 水質汚濁防止法第16条に基づく常時監視により、東京湾の水質を把握する。 | | | 再掲 | | | 千葉県環境生活部 | |
| 東京湾の赤潮発生状況の監視 | 調査船による定期的な監視及び漁業者等からの随時の情報収集により、東京湾の赤潮発生状況を監視する。 | | | 再掲 | | | 千葉県環境生活部 | |
| 活動の環(わ)の拡大 | 東京湾環境一斉調査 | | 行政、企業、研究機関、NPO等の多様な主体による一斉調査の水質調査、生物調査、イベントの開催等により、東京湾流域における水環境の現状を把握するとともに環境再生に向けた機運醸成を推進する。 | 東京湾 | 8/9(水)に一斉調査を実施 ・水質調査の参加機関数:156 ・調査地点数:海城22地点、陸城425地点 ・生物調査の参加機関数:13機関 ・環境保全啓発等イベントの実施機関数:10機関 | | 継続して実施 | モニタリング分科会 全部局 |
| | 水質等の観測(東京湾の水質の常時監視) | 水質汚濁防止法第16条に基づく常時監視により、東京湾の水質を把握する。 | 東京湾 | 令和5年度測定計画に基づき常時監視を実施 | | 継続して実施 | 都県・水濁法政各市 | |
| | 三番瀬自然環境調査事業 | 三番瀬及びその周辺において年24回(月2回)の鳥類個体数調査を実施する。 | | 再掲 | | | 千葉県環境生活部 | |